

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 4年 3月 2日
契約業者名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(2021年度)
業務場所	阪神高速道路(株)が指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ・資料作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 既設フーチングの耐震照査手引きの作成に関する検討・・・・・・・・1式→1式 道路構造物の塩害維持管理マニュアル(仮称)の作成に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 PC桁の設計・施工手引きの作成に関する検討・・・・・・・・・・1式→1式 道路構造物の補修要領の改訂に関する検討・・・・・・・・・・1式→1式 鋼管集成橋脚の設計製作架設手引きの改訂に関する検討・・・・・・・・0→1式 RC床版の更新・修繕マニュアルの作成に関する検討・・・・・・・・0→1式 委員会審議を踏まえた検討方針の立案・・・・・・・・・・1式→1式 新技術募集に関する審査・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式 技術基準の個別課題に関する検討・・・・・・・・・・1式→0 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式→1式
業務期間(自)	令和 3年 5月 18日
業務期間(至)	令和 4年 6月 30日
契約金額	43,230,000 円
変更金額	682,000 円 減
変更後の契約金額	42,548,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2021年度）

第1回変更

第2章 業務一般

2.7 費用の精算について【追加】

第3章3.2業務内容のうち3.2.2(1)～(5)及び3.2.3については、2022年3月31日及び業務完了時に精算するものとし、受託者は当社に必要な書類を提出し確認を受けるものとするため、当該項目を追加するものである。

第3章 業務内容

3.2 業務内容

3.2.2 設計基準の制定・改定に資する調査研究

(2) 道路構造物の塩害維持管理マニュアル（仮称）の作成に関する検討【変更】

本検討に関しては、湾岸線における飛来塩分量を調査し、その結果を塩害維持管理マニュアル（仮称）の作成の基礎資料とするため、調査計画の作成を想定していたが、検討の中で調査が不要となったため、本業務より調査計画の作成を削除するものである。

【数量】

飛来塩分調査計画	1式→0
塩害に関する資料整理	1式→1式
阪神高速における傾向分析	1式→1式

(5) 鋼管集成橋脚の設計製作架設手引きの改訂に関する検討【追加】

阪神高速では、鋼管集成橋脚のモニタリング計画を策定し、既に運用を開始しているが、性能検証を行うには解析による再現解析が不可欠である。このため、杭基礎一体型鋼管集成橋脚の実橋への適用と「鋼管集成橋脚の設計製作架設手引き」の改訂を見据えて、当社の過年度業務成果を基に、杭基礎

一体型鋼管集成橋脚における基礎の等価減衰定数と周辺地盤の不確実性に対する評価に関する検討を行う必要があり、本業務に追加する。また、地盤の不確実性に対する評価に関しては、従来の橋脚形式と杭基礎一体型の両者の橋脚形式及び設計体系の違いを切り分けて評価する必要があることから、杭基礎一体型鋼管集成橋脚を離散モデルとした動的解析の実施を本業務に追加する。

【数量】

減衰定数の評価	0→1式
地盤の不確実性に対する評価	0→1式
動的解析の実施	0→1式

(6) RC床版の更新・修繕マニュアルの作成に関する検討 **【追加】**

過年度に大規模更新事業における床版取替の実施を見据え、RC床版の更新・修繕マニュアルの原案を作成していたところである。今般、2021年1月に道路橋示方書（平成29年11月）を踏まえた設計基準（第2部）が改定され、原案に反映する必要が生じた。このため、作成したマニュアルの原案について、修正検討を行うものである。

【数量】

RC床版更新・修繕マニュアルの作成	0→1式
-------------------	------

3. 2. 3 設計基準の制定・改定に資する調査研究

(1) 委員会審議を踏まえた検討方針の立案 **【変更】**

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から「技術審議会 顧問の会」の開催を見送ることとしたため、数量変更を行う。また、「構造技術委員会分科会」の運営回数を実績に合わせて変更する。

【数量】

技術審議会 顧問の会運営	1式→0
議事録作成	1回→0
構造技術委員会分科会運営	10回→2回
議事録作成	10回→2回

(2) **新技術募集に関する審査【変更】**

「専門部会」については開催実績に応じて数量を変更する。また、本検討では、阪神高速道路が求める技術について、コミュニケーション型共同研究の公募相談会の企画（事前広告、会場の予約、設営）及び運営（受付、応募者対応、応募者の連絡先管理）を行うことになっているが、阪神高速グループのニーズに対応したシーズ技術を効率的・効果的に募集することを目的に、阪神高速グループのニーズ情報を分かりやすく発信する必要があることから、ニーズ情報の収集項目、対象者、収集方法、実施時期等の実施計画にかかる検討および阪神高速グループのニーズ情報を分かりやすく応募者に提示できるよう、WEB上に掲載するページ構成案の検討を追加するものとする。

【数量】

専門部会運営	5回→2回
専門部会議事録作成	5回→2回
専門部会結果取りまとめ	5回→2回
求める技術の改訂に関する検討	0→1式

(3) **技術基準の個別課題に関する検討【削除】**

技術基準の個別課題が生じなかったため、削除する。

【数量】

技術基準の個別課題に関する検討	4回→0
-----------------	------

第5章 業務期間

3. 2. 2 (6) の追加に伴い、業務期間を以下のとおり延長する。

【変更前】

2021年5月18日から2022年3月31日

【変更後】

2021年5月18日から2022年6月30日

契約書のうち、以下の文言を追加する。

「（部分引き渡し）第27条の2 成果品について委託者が業務計画書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」をいう。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第27条中「完了」とあるのは「一部完了」と、「精算調書」とあるのは「一部完了に係る精算調書」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と読み替えて、この契約書を準用する。」

以 上